

件名：新型コロナウイルス感染症（商用便運航国の制限）

（ポイント）

- 13日、ベネズエラ航空当局は、商用便の運航を認めていた7カ国を3カ国に制限すると発表しました。
- メキシコ、トルコ、ボリビアとの3カ国との間の商用便のみ運航が認められます。

（本文）

1. 13日、ベネズエラ航空当局は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、政府による指示として、商用便の運航を認めていた7カ国を3カ国に制限すると発表しました。報道によれば、57名の感染者がサントドミンゴから到着した11月30日以降、これまでに481名の感染者が国際商用便で到着したと報道されています。

2. この発表により、メキシコ、トルコ、ボリビアとの3カ国との間の商用便の運航のみが認められ、他の国との商用便は全て運航停止となります。ドミニカ共和国やパナマ等との商用便への搭乗を予定していた方は、代替便について早急に航空会社に相談してください。もともと本数が少ないことに加え、クリスマスシーズンも重なっていますので、代替便の確保の目処がつかない可能性があります。また、ベネズエラを出国した後の、経由国やご自身の在住国への入国時のPCR検査証明書の要否等についても、あらかじめよくご確認願います。ベネズエラではPCR検査証明書の入手は非常に困難ですので、最悪の場合には在住国に戻れない可能性もあります。なお、ボリビアは、入国時にPCR検査の陰性証明書の提示を義務づけています。

3. (1) ベネズエラ政府の発表によれば、ベネズエラでの感染者数等の累計は、12日までの累計で、症例数が107,177名、死亡者数が949名、治癒数が102,289名と発表しており、依然として高い数値で推移しております。

(2) 以下のような予防に努めてください。また、ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒による代替手段の確保等も大事です。

- ・ 手洗いの励行
- ・ マスクや手袋の着用
- ・ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(3) ベネズエラ政府発表の新型コロナウイルス対策に関する規制も遵守してください。

https://drive.google.com/file/d/146_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view

(4) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

(5) 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全

HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>